

## 被災者支援制度のお知らせ

### 令和6年能登半島地震の主な被災者支援制度一覧

(単位：万円)

支援制度 「○」は該当 「-」は非該当 ※ <input checked="" type="checkbox"/> が入っている制度は 申請が必要となります	り災証明書の判定（居住住家）						掲載ページ	お問合せ 電話番号	
	全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊			
被災者生活再建支援金 <input checked="" type="checkbox"/> ※1人世帯の場合は、右記金額の 3/4の額になります	基礎支援金	100	50	—	—	—	—	2頁 住民課 ☎ 62-8510 (役場1階)	
	加算支援金 <input checked="" type="checkbox"/>	建設・購入	200	200	100	100	—		—
		補修	100	100	50	50	—		—
		賃貸住宅	50	50	25	25	—		—
石川県災害義援金（第一次配分） <input checked="" type="checkbox"/>	20	15	10	5	—	—	2頁 総務課危機管理室 ☎ 62-8533 (役場3階)		
石川県災害義援金（第二次配分）	80	60	40	20	<input checked="" type="checkbox"/> 10	<input checked="" type="checkbox"/> 3			
石川県災害義援金（全住民一律） <input checked="" type="checkbox"/>	町民一人5万円								
能登町被災者応援給付金	町民一人3万円								
能登町災害義援金	町民一人3万円						3頁		
地域福祉推進支援 臨時特例給付金 ① <input checked="" type="checkbox"/> ※一部申請不要	家財	50	50	50	50	—	—	3頁 県コールセンター ☎ 076-225-1956	
	自動車	50	50	50	50	—	—		
	住宅再建支援	200	200	200	200	—	—		
自宅再建利子助成事業給付金 ② <input checked="" type="checkbox"/>	300	300	300	300	—	—	3頁 県コールセンター ☎ 076-225-1968		
被災家屋等の解体・撤去 <input checked="" type="checkbox"/>	○	○	○	○	—	—	4頁 住民課 ☎ 62-8510		
住宅の応急修理（修理業者に直接支払） <input checked="" type="checkbox"/>	○	○	○	○	○	—	5頁 建設水道課 ☎ 62-8523 (役場2階)		
賃貸型応急住宅（みなし仮設） <input checked="" type="checkbox"/>	○	○	○	○	—	—			
応急仮設住宅 <input checked="" type="checkbox"/>	○	○	○	○	—	—			
支援金 合計（最大）	411 (336)	336 (273.5)	161 (136)	136 (111)	21	14	※かっこ内の数字は 1人世帯の最大支援額です		
支援金+①または② 合計（最大）	711 (636)	636 (573.5)	461 (436)	436 (411)	21	14			

能登町災害弔慰金・災害障害見舞金 <input checked="" type="checkbox"/>	総務課危機管理室 ☎ 62-8533	4頁
能登町浄化槽等災害復旧事業補助金 <input checked="" type="checkbox"/>	浄化槽コールセンター ☎ 0120-326-121	5頁
国民健康保険税、介護保険料、 後期高齢者医療保険料の減免について <input checked="" type="checkbox"/>	健康福祉課（役場1階） 【国保・後期】医療係 ☎ 62-8512 【介護】介護保険係 ☎ 62-8517	6頁
国民健康保険、後期高齢者医療に係る一部負担金および 介護保険に係るサービスの震災に係る免除について <input checked="" type="checkbox"/>		
上下水道料金の取り扱いについて	建設水道課 ☎ 62-8523	6頁
令和6年度の軽自動車税の納期限変更について	税務課 ☎ 62-8518（役場1階）	7頁
事業者支援制度について	能登町商工会 ☎ 62-0181	8頁
災害ボランティアセンター、特例貸付制度について <input checked="" type="checkbox"/>	能登町社会福祉協議会 ☎ 72-2322	

LINE登録で  
最新情報をGET!!



町公式LINEアカウント  
では随時最新情報を  
提供しております!!  
ぜひご登録ください!!

# 支援金・義援金・給付金

## 被災者生活再建支援金 住宅の被害に応じて支援金が支給されます

### ■支給額（カッコ内は単身世帯の場合の額）

区分	基礎支援金	加算支援金		合計
	支給額	住宅の再建方法	支給額	
全壊世帯 半壊解体世帯※ 敷地被害解体世帯※	100万円 (75万円)	建設・購入	200万円(150万円)	300万円(225万円)
		補修	100万円(75万円)	200万円(150万円)
		賃貸住宅	50万円(37.5万円)	150万円(112.5万円)
大規模半壊世帯	50万円 (37.5万円)	建設・購入	200万円(150万円)	250万円(187.5万円)
		補修	100万円(75万円)	150万円(112.5万円)
		賃貸住宅	50万円(37.5万円)	100万円(75万円)
中規模半壊世帯 半壊世帯	—	建設・購入	100万円(75万円)	100万円(75万円)
		補修	50万円(37.5万円)	50万円(37.5万円)
		賃貸住宅	25万円(18.75万円)	25万円(18.75万円)

※お住まいの住宅が半壊（大規模半壊、中規模半壊を含む）、または敷地に被害が生じたことでやむを得ず住宅を全て解体した場合

### ■申請期限

- ・基礎支援金：令和8年2月2日⑤まで
- ・加算支援金：令和9年2月1日⑤まで

### ■受付先 ※平日のみになります

能登町役場 1階 里海ラウンジ

☎住民課 ☎ 62-8510

## 石川県災害義援金の申請 石川県などに寄せられた義援金の配分を行っております

### ■配分対象・配分金額

被害区分	第一次配分	第二次配分	合計	
人的	死者	20万円/人	80万円/人	100万円/人
	重傷者	10万円/人	—	10万円/世帯
住家	全壊	20万円/世帯	80万円/世帯	100万円/世帯
	大規模半壊	15万円/世帯	60万円/世帯	75万円/世帯
	中規模半壊	10万円/世帯	40万円/世帯	50万円/世帯
	半壊	5万円/世帯	20万円/世帯	25万円/世帯
	準半壊	—	10万円/世帯	10万円/世帯
	一部損壊		3万円/世帯	3万円/世帯
6市町全住民 (義援金特別給付分)	5万円/人	—	5万円/人	

### ■申請方法

#### ・インターネットでの申請

右のQRコードから申請してください。  
※オンライン申請は、「住家被害」かつ「世帯本人の申請、口座名義の場合」に限ります。該当しない場合は窓口での申請をお願いいたします。



申請用QRコード

#### ・窓口での申請 ※平日のみになります

##### ●能登町役場 1階里海ラウンジ

▶ 9時～16時

※総合支所・支所でも申請を受け付けております。  
詳しくは町ホームページをご覧ください



#### ・郵送での申請

申請書に必要事項を記入し、郵送してください。  
※申請書は役場窓口へ備え付けております

あて先 〒 927-0492

能登町字宇出津ト字 50番地 1  
能登町役場総務課 危機管理室

- 必要書類
- ・ 被災証明書の写し
  - ・ 通帳、キャッシュカードの写し
  - ・ 印鑑（代理申請の場合）

該当する方のみ※  
世帯主名義の水道、電気等の料金明細・家屋の賃貸契約書等※  
※被害を受けた住家に住民登録がない方  
住民一律5万円の場合、給付対象者全員の身分証明書の写し

※注意※ 「人的被害・住家被害」の申請と「6市町全住民一律5万円」の申請は別です  
該当する方は必ず両方の申請をお願いいたします。  
また、一次配分の申請を行った方は、二次配分の申請は不要です。

☎総務課危機管理室  
☎ 62-8533

## 能登町被災者応援給付金の申請 町民のみなさまに1人あたり3万円の給付金を支給します

「6市町の全住民一律5万円（義援金特別給付分）」の申請口座に振込み予定です。  
新たな申請は不要です。振込み時期など詳細が決まり次第、ご案内いたします。

☎総務課危機管理室  
☎ 62-8533

# 支援金・義援金・給付金

## 能登町災害義援金

町民のみなさまに1人あたり**3万円**の義援金を配分します

全国から当町に寄せられた義援金4億2662万円(令和6年4月末時点)を町民の皆さまに配分いたします。

■**配分対象** 令和6年能登半島地震災害により、被害を受けられた全町民  
※原則として、令和6年1月1日の基準日に住民基本台帳に記録されている方

■**配分方法** 「6市町の全住民一律5万円(義援金特別給付分)」の申請口座に振込み予定です。  
**新たな申請は不要です。**振込み時期など詳細が決まり次第、ご案内いたします。

■**備考** 義援金の残額及び今後寄せられる義援金については、  
適宜配分委員会を開催し、追加配分いたします。

☎総務課危機管理室  
☎62-8533

## 地域福祉推進支援臨時特例給付金

被災者生活再建支援金を受給した世帯のうち、  
高齢者や障害者のいる世帯に対して家財給付金が支給されます

### ■支援対象

半壊以上の被災をした、

- 高齢者や障害者のいる世帯
  - 資金の借入や返済が容易でないと見込まれる世帯
- ※現在対応準備中

### ■支援内容

- 家財支援 最大 50万円
- 自動車支援 最大 50万円(準備中)
- 住宅再建支援 最大200万円(準備中)

※実費を勘案(賃借の場合:最大100万円)  
※能登地域の6市町で再建した場合に限る

### 制度概要

- 被災者生活再建支援金を受給した世帯のうち、高齢者や障害者のいる世帯に対して、順次、家財給付金50万円を支給します。**※申請不要**
- 資金の借入や返済が容易でないと見込まれる家計急変世帯や、自動車給付金を受取る世帯など、申請が必要な世帯の申請受付については、準備が整い次第、開始予定ですのでしばらくお待ちください。

詳しくは県ホームページを  
ご確認ください



## ☎地域福祉推進支援臨時特例給付金運営事務局 (臨時特例給付金コールセンター)

コールセンター受付時間 9:00 ~ 17:00 (土日祝日含む、年末年始12/28 ~ 1/3はお休み)

☎076-225-1956

## 自宅再建利子助成事業給付金

住宅を新築・購入・補修するために受けた融資の利子を助成します

■**対象者** 次の①~③の全ての項目に該当する方

①次のいずれかに該当する方

- ・罹災証明書で全壊・大規模半壊・中規模半壊または半壊の判定を受けた方
- ・被災者生活再建支援法に基づき、住宅の敷地に被害が生じ、やむを得ず解体した世帯の方
- ・被災者生活再建支援法に基づき、長期避難世帯として認定される方
- ・応急仮設住宅など(みなし仮設住宅含む)に入居していた方

②再建した住宅に入居する日の前年の収入(所得)額が、次の収入(所得)要件を満たす世帯の方

- ・世帯全員の収入が給与収入のみ:世帯全員の収入の合計額が600万円以内
  - ・世帯員の収入に給与収入以外の収入がある:世帯全員の所得合計が440万円以内
- ※世帯員の中に23歳未満の被扶養者がいる場合は上記の世帯収入(所得)制限はありません  
※高齢者、障がい者がいる場合は世帯収入(所得)要件の緩和(控除)があります

③被災された本人または本人の親族が住宅再建のために金融機関等から融資を受けていること

■**給付金額** 1世帯あたり1回限り、最大300万円、一括前払

※「地域福祉推進支援臨時特例給付金」の給付を受けた方は対象となりません

■**申請方法** 申請書類を県ホームページよりダウンロードのうえ、関係書類を添えて下記のあて先までお送りください

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地  
能登半島地震復旧・復興推進部 生活再建支援課  
(自宅再建利子助成事業給付金運営事務局) 宛

詳しくは  
県ホームページを  
ご確認ください



## ☎自宅再建利子助成事業給付金コールセンター

コールセンター受付時間 9:00 ~ 17:00  
(土日祝日含む、年末年始12/28 ~ 1/3はお休み)

☎076-225-1968

災害弔慰金・災害障害見舞金

この度の震災により亡くなられた方のご遺族に弔慰金を支給します。津波や建物の倒壊などにより直接死亡していない場合でも、震災に起因すると判断されれば、いわゆる「災害関連死」として災害弔慰金が支給されます。また、重度の障害を受けた方に「災害障害見舞金」を支給します。

	支給対象	支給条件	
災害弔慰金	令和6年能登半島地震により死亡された方の遺族 ※配偶者・子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹（同居又は生計同一のみ）	（死亡された方が） 生計維持者	500万円
		（死亡された方が） その他の方	250万円
災害見舞金	令和6年能登半島地震により重度の障害を受けた方 （両目失明、要常時介護、両上肢ひじ関節以上切断等）	生計維持者	250万円
		その他の方	125万円



町ホームページ

☎ 危機管理室  
☎ 62-8533

住居に関する制度

被災家屋等の解体・撤去

被災した家屋等を公費による解体、もしくは解体費用の一部を償還します  
対象は町が交付する、り災証明書に記載する建物の被害程度が半壊以上のものです

■公費解体制度

所有者の申請により、町が代わりに解体・撤去

申請期限

令和6年8月30日<sup>㊤</sup>

■自費解体制度

所有者自身で解体業者に依頼し、解体・撤去した際、費用の全部または一部を償還

解体工事契約期限

令和6年7月31日<sup>㊤</sup>

申請期限

令和6年9月30日<sup>㊤</sup>

■受付先 ※平日のみになります

能登町役場 1階 里海ラウンジ

■注意事項

- 被災家屋等の全部を解体・撤去する場合は対象となります。（被災家屋等の一部のみの解体・撤去はできません）
- 解体・撤去するものは、倒壊のおそれがある、または壊れた家屋等となり、それ以外の塀、擁壁、樹木等は対象外です。

無料電話相談窓口を  
ご利用ください

家屋の相続や手続など、公費解体の申請で困っている場合は金沢弁護士会などが無料で電話相談に対応いたします。

- ・令和6年能登半島地震  
何でも無料電話相談（金沢弁護士会）
- ・司法書士による無料電話相談  
（へるぶねっといしかわダイヤル）

☎ 080-8995-9483  
（平日）10時～16時

☎ 076-292-8133  
（平日 10時～16時）

制度の詳細や、  
必要な書類などは、  
町ホームページを  
ご確認ください



☎ 住民課 ☎ 62-8510

住宅の応急修理

被災した住宅の日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理する制度です

■対象となる住宅

被害を受けた住宅のうち、り災証明書で「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」、「準半壊」のいずれかに判定された住家（空家や店舗などは対象外）

- ・申請前の修理も対象になりますが、「修理箇所が分かる着工前後の写真」が必要です。
- ・修理費用は、限度額までの範囲内で町が業者に直接支払いをします

■修理箇所 ※詳細は要相談

屋根・壁・床・ドアなどの開口部・トイレ・上下水道配管など日常生活に不可欠な部分

■限度額（1世帯あたり）

大規模半壊・中規模半壊・半壊	70万6千円
準半壊	34万3千円

■工事の完了期限

令和6年12月31日<sup>㊤</sup>

■受付先 ※平日のみになります

能登町役場 1階 里海ラウンジ



町ホームページ

☎ 建設水道課 ☎ 62-8523

# 住居に関する制度

**賃貸型応急住宅**（みなし仮設住宅） 民間の賃貸アパートなどの入居費等を支援します

## ■対象となる人

- ・住宅が全壊、全焼または流失し、居住する住宅がない人
- ・半壊（「中規模半壊」、「大規模半壊」を含む）であっても、住宅として再利用できず、やむを得ず解体を行う人
- ・二次災害等により住宅が被害を受ける恐れがある、ライフライン（水道、電気、ガス、道路等）が途絶している、地滑り等により避難指示等を受けているなど、長期にわたり自らの住宅に居住できないと町が認める人
- ・災害救助法に基づく住宅の応急修理制度を利用する者のうち、修理に要する期間が1か月を超えると見込まれる人（半壊以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難な者に限ります）

## ■入居期間

入居開始から2年以内  
（応急修理制度を併用する場合は、最長6月30日まで）

## ■入居者が負担する経費

光熱水費・駐車場料金・自治会費  
※家賃のほか、所定の範囲内で敷金・礼金等が支援対象

## ■石川県内の住宅支援上限額【参考】

世帯の人数	金沢市 野々市市	その他 市町
1人	6万円	6万円
2人	8万円	
3～4人	10万円	8万円
5人以上	12万円	11万円



町ホームページ

## ■申請先

賃貸住宅のある市町でも対応可

## ■お問合せ

石川県宅地建物取引業協会 ☎ 076-291-2255  
全日本不動産協会石川県支部 ☎ 076-280-6223  
全国賃貸住宅経営者協会連合会  
石川県支部・金沢支部 ☎ 0120-27-1000  
（接続番号 388006）

**応急仮設住宅 2次募集のお知らせ** 被災された皆様へ仮のお住まいの整備を進めております

- 申込資格** 被災証明で全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊の判定を受けた方  
※建物被害の再調査を申請されている場合は、既に発行されたり被災証明を参考にしてください
- 申込期間** 令和6年5月20日(月)まで
- 申込方法** ○申請書による申し込み 役場建設水道課・各総合支所・支所窓口  
○WEBによる申し込み 町ホームページより申し込みください
- その他** ○希望地区の受け付けはできません。ご希望の地区の仮設住宅に入居できない場合があります  
○入居後の生活のために必要な光熱水費等は、自己負担となります



▲Web申込用QRコード

☎建設水道課 ☎ 62-8523

**能登町浄化槽等災害復旧事業補助金** 被災した個人設置型浄化槽について修繕費用を補助します

- 対象** 地震で被害を受けた  
個人設置型浄化槽（合併槽・単独槽）
- 対象区域** 下水道および集落排水区域外の町内全域

### ◆補助上限額

- 10人槽まで 上限無し
- 11人槽以上 協議のうえ、補助金額を算定

※浄化槽修繕・設置にかかる配管や浄化槽撤去費を含みます  
※宅内配管については補助対象外です  
※個人で申請が難しい方は、業者による代理申請ができます

浄化槽コールセンター  
☎ 0120-326-121  
【受付】9時～17時30分（日・祝除く）  
Mail: noto@zenjohren.or.jp

まずは相談

- 被害状況の調査依頼
- 工事等に関するお問合せ・相談
- 工事に係る補助金申請手続の説明

※事前着工を行った方についても補助の対象としておりますが、コールセンターでの受付をお願いします

# 保険料や税金・利用料などの減免について

## 国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の減免について

### ■対象となる世帯

- ・居住する住宅が全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊と認定された世帯
- ・生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った世帯
- ・被保険者が行方不明となった世帯
- ・事業収入等の減少が見込まれる世帯

### ■減免対象期間

令和5年度分（令和6年1月1日以降の納期分）及び令和6年度分

### ■申請について

住家被害以外の理由に該当する場合は申請が必要です  
 ※住家被害に該当する世帯については、申請の必要はありません  
 ただし、他の項目に該当する場合は、減免額が増える場合がありますのでご相談ください

### 【参考】住宅が損害を受けた事による減免

家屋の損害の状態 (り災証明書の判定)	減免割合
全壊	全額
大規模半壊	2分の1
中規模半壊	2分の1
半壊	2分の1

### ■届出先

役場健康福祉課、各総合支所・支所

## 国民健康保険、後期高齢者医療に係る一部負担金および介護保険に係るサービス料の震災に係る免除について

### ■対象となる世帯

- ・居住する住宅が全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊と認定された世帯
- ・生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った世帯
- ・生計維持者が行方不明となった世帯
- ・生計維持者が業務を廃止・又は休止された世帯
- ・生計維持者が失職し、現在収入がない世帯

### ■申請について

対象項目に該当する方は、**申請が必要となります**

### ■届出先

役場健康福祉課、各総合支所・支所

※対象となる世帯の方で、既に一部負担金などを支払っている場合は、還付となる場合がありますので申請をお願いいたします  
 ※申請には領収書の原本が必要となります

### 【参考】住宅が損害を受けた事による減免

家屋の損害の状態 (り災証明書の判定)	減免割合
全壊	全額
大規模半壊	全額
中規模半壊	全額
半壊	全額

制度の詳細や、必要な書類などは、[町ホームページ](#)をご確認ください



健康福祉課【国保・後期】医療係 ☎ 62-8512  
 【介護】介護保険係 ☎ 62-8517

## 上下水道料金の取り扱いについて 震災にともなう上下水道料金の取り扱い

### ■令和5年12月～令和6年3月検針分 ▶ 料金は発生しません

※応急仮設住宅については一斉閉栓対象外のため、閉栓以後、通常どおりの請求となります

### ■令和6年4月以降の検針分

	請求開始月
1月中断水解除地区	5月（4月検針分）から
2月中断水解除地区	6月（5月検針分）から
3月中断水解除地区	7月（6月検針分）から
4月中断水解除地区	8月（7月検針分）から

断水解除から約2か月間を宅内側の漏水があった場合に修繕いただく期間とし、その後の使用分から上下水道料金がかかりますのでご了承ください。

ただし、合併浄化槽をご使用の方については、調査による結果により使用不可の場合、修繕が完了するまで下水道料金のみかかりません。

また、公共下水道や集落排水については町が管理すべき箇所における破損により下水道が使用不可の場合は、調査復旧後にその間の下水道料金を還付いたします。

建設水道課 ☎ 62-8523

# 保険料や税金・利用料などの減免について

## 被災した軽自動車について

今回の地震により、所有する軽自動車が被害を受けて使用できなくなった場合、課税保留にすることができます。「軽自動車等に関する申立書」を税務課へ提出してください。

なお、被災自動車の廃車手続（解体等届出）は必要となります。手続きの方法については軽自動車検査協会（石川事務所）へご相談ください。

### 軽自動車検査協会令和6年能登半島地震電話相談窓口

☎ **050-3684-6051** 【受付時間】  
平日 8時30分～17時

※電話相談窓口は被災に伴う軽自動車の手続きに関する相談窓口のため、名義変更などの申請案内は行っていません

## 令和6年度軽自動車税（種別割）の納期限が決まりました

### ■納期限

令和6年度軽自動車税（種別割）の納期限が**9月2日**④に決まりました。

### ■送付日

令和6年度軽自動車税（種別割）の納税通知書の送付日は8月6日④を予定しております。

### ■納税証明書について

・令和6年度に限り**納税証明書の有効期限を令和6年9月1日**④まで延長します。令和6年9月1日④までは、令和5年度以前の軽自動車税（種別割）に未納がなければ車検の手続きができます。

※役場税務課窓口、各支所で納期限を延長した納税証明書の再発行をすることができます。

☎税務課 ☎ 62-8518

## 事業者支援

### 石川県なりわい再建支援補助金 地震で損壊・使用困難となった建物や設備を復旧するための補助制度

#### ■事業概要

令和6年能登半島地震の被害を受けた石川県内に事業所を有する中小企業・小規模事業者等の工場・店舗などの施設、生産機械などの設備の復旧費用等を補助します。

#### ■補助対象者

石川県内に事業所を有する中小企業・小規模事業者等

#### ■補助率等

補助金額 上限15億円  
補助率 3/4（中堅企業等は1/2）

お問合せ

石川県なりわい再建支援補助金事務局

☎ 0570-076-225

能登町商工会

☎ 0768-62-0181

### 小規模事業者持続化補助金（災害支援枠） 事業再建に向けた計画に基づき、経費の一部を補助

#### ■事業概要

商工会等による支援機関の助言も受けながら、災害からの事業の再建に向けた計画を作成し、計画に基づいて行う事業再建の取組に要する経費の一部を補助するものです。

#### ■補助対象者

石川県、富山県、新潟県、福井県に所在する、令和6年能登半島地震により被害を受けた小規模事業者等

#### ■補助率等

補助金額 200万円（事業用資産に直接的な被害を受けた場合）  
100万円（売上減少の間接的な被害を受けた場合）  
補助率 2/3 ※一定の要件を満たす場合、定額

お問合せ

県商工会連合会 ☎ 076-268-7300

能登町商工会 ☎ 0768-62-0181

### 能登事業者支援センターを開設中 事業再建に向けた経営相談や支援制度に関する相談ができます

【場 所】 石川県奥能登総合事務所4階（のと里山空港内）

【受付時間】 10時～17時（土日・祝日を除く）

【対面相談】 予約方法：お電話（0768-26-2380）にてお申込みください

受付時間：① 10:00～ ② 11:30～ ③ 13:00～ ④ 14:30～ ⑤ 15:30～

# その他の支援について

**災害ボランティア** 震災による自宅の後片付けや荷物の運び出しなどでお困りの方はご利用ください

## ■依頼方法

能登町災害ボランティアセンターまでご連絡ください☎

## ■受付時間

9時～17時

## ■ご利用にあたっての諸注意

- ※専門的技術を要することや危険を伴う作業などで要望に応えられない場合もあります
- ※ボランティアの参加人数や天候によっては、すぐにご要望に応えられない場合もあります

能登町災害ボランティアセンター

☎ 080-7843-2042

☎ 070-2669-2942



NOTOSHAKYO

## 被災者を対象にした特例貸付制度もあります

本資金は貸付金であるため、返済する必要があることにご留意ください

**生活福祉資金（緊急小口資金）特例貸付** 当面の生活費を必要とする世帯に生活福祉資金を貸付

### ■限度額

一世帯 10万円（状況により20万円）

### ■期間

据置期間 1年以内  
償還期間 2年以内



### ■貸付利率

無利率（償還期限後、延滞利率あり）

能登町社会福祉協議会

☎ 0768-72-2322

**福祉資金（住宅補償費・災害援護費）** 住宅の補修費用や破損した家具・家電購入費用を貸付

### ■貸付対象（次の2つの要件に該当する方）

- ①令和6年能登半島地震により被災した方
  - ②低所得世帯・障害者世帯・高齢者世帯のいずれかに該当する方
- ※各世帯ごとに所得制限がありますので、申し込みの際にご確認ください

### ■必要書類

- ①借入申込書※
  - ②住民票（世帯全員記載のもの）
  - ③借入申込者や世帯の収支状況が確認できる書類（給与明細書、所得証明書、所得税の確定申告書など）
  - ④世帯収支状況調※（世帯の収入と支出の状況を申告いただきます）
  - ⑤借入金額等を裏付ける書類（見積書・不動産貸借に係る関係書類など）
  - ⑥被災したことが分かる書類（罹災証明書、被災証明書）
  - ⑦連帯保証人の収入が確認できる書類
  - ⑧口座振替依頼書※
  - ⑨個人情報の取り扱いについての同意書※
- ※窓口の様式を用意しております

### ■貸付条件

資金種類	住宅補修費	災害援護費
貸付上限額	250万円	150万円
資金用途	住宅の補修・修理費用（屋根・壁・窓ガラス等）	・破損故障した家具・家電の購入・修理費用 ・新住居への転居費用
据置期間	貸付の日から2年以内	
償還（返済）期間	据置期間終了後20年以内	
貸付利率	連帯保証人あり 無利率 連帯保証人なし 年1.5%	
延滞利率	償還期限後の残元金に対し年3.0%	
連帯保証人	原則必要 ただし連帯保証人なしでも申し込み可	

制度の詳細はコチラ☞



能登町社会福祉協議会

☎ 0768-72-2322

【平日】8時30分～16時30分（土日祝休み）